

2023 年度

都立公園キッチンカー（移動販売車）出店事業者追加募集

募 集 要 項

2023 年 4 月

公益財団法人 東京都公園協会

1. 募集の目的

公益財団法人東京都公園協会（以下、「公園協会」という。）は、公園利用者のサービス向上、公園の賑わい創出、魅力向上等を目的として、都立公園内における常設の店舗機能を補完するキッチンカー事業を実施しております。

2023 年度（2023 年 3 月 1 日～2024 年 2 月 29 日）の出店事業者（以下、「事業者」という。）につきましては、昨年 10 月に公募し、本年 3 月より都立公園内において出店していただいております。

今般、東京都の方針により、売店のない公園においても出店が可能となったことを受け、新たに事業者の追加募集を実施いたします。

2. 出店対象箇所

公園協会が管理する都立公園等（8 ページ以降の出店予定公園一覧参照）

※一覧以外の箇所にも、出店を依頼することがあります。

3. 今回の出店における契約期間

契約決定の日から 2024 年 2 月 29 日（木）まで

※毎年、申請・審査が必要となります。

4. 応募方法

（1）応募受付

応募は Web フォームで受け付けます。5 ページ以降の「出店事業者募集に係る条件等」を確認のうえ応募ください。

- ・ 下記 URL（QR コード）より Web フォームにご入力ください
- ・ 入力前に（2）の提出内容をよくご確認ください
- ・ Web フォームは入力中に途中保存することができます



<https://form.run/@eigyo-koubo-sm-1681116076>

▲提出先はこちら

（2）提出内容

以下①～④について、上記 Web フォームの手順に従って入力および電子データの提出をお願いします。なお、事業者として選定された場合は、以下④（ア）～（カ）は原本を、（キ）、（ク）は写しを別途ご提出いただきますので、審査の結果を通知するまでそのまま各自で保管してください。

Web フォームでの提出内容および提出書類※1	法人	個人
① 応募申請	○	○
② 会社（団体）概要※2	○	○
③ 企画提案	○	○
④ 添付書類		
（ア）商業登記簿謄本	○	—
（イ）住民票又は外国人登録済証明書	—	○
（ウ）定款、寄付行為その他これらに準ずるもの	○	—
（エ）決算書等（連結および単独、最新のもの）※3	○	○
（オ）事業税及び法人税の納税証明書その3（最新のもの）	○	—
（カ）源泉徴収票、納税証明書、住民課税証明書（最新のもの）	—	○
（キ）食品安全衛生法に係る許可書（移動販売許可書の写し）※4	○	○
（ク）出店を予定する該当キッチンカー（移動販売車）の車検証（写し）※4	○	○

※1 「都立公園における臨時売店の取り扱いの例外的運用」により、都立公園に出店実績のある事業者および2022年10月公開の公募に応募した事業者は、上記の資料のうち、転用可能なものがある場合、複写などをご提出いただいて構いません。

※2 個人事業者は会社概要に代わるもの

※3 貸借対照表、損益計算書等経営実績がわかるもの

※4 複数台のキッチンカーを所有し、出店を希望される場合、（キ）、（ク）の写しは出店希望車1台につき1許可証をご提出ください。

（3）Web フォーム提出期限

提出期限は2通りありますのでご注意ください。

A 日程 2023年4月21日（金）17:00

B 日程 2023年5月8日（月）17:00

【A、B 日程における出店開始日】

いずれの場合も公園協会と契約締結のうえ出店調整が整った場合は、下記の出店を想定しています。

A 日程 GWから出店を想定

B 日程 7月以降の出店を想定

※A、B 各日程間における選定基準に差が生じることはありません。

※A、B 日程のうちいずれか、1つのみをお選びください。

（4）諸注意

- ① 一度提出した書類・データは、内容の変更、再提出、差し替えを認めません。
- ② 応募に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- ③ 提出書類に使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨としてください。
- ④ 出店事業者を選定された事業者の企画提案書の著作権（著作権法27条及び28条の権利を含みます。）は公園協会に帰属し、著作者は公園協会に対して著作者人格権を行使しないものとします。ただし、出店事業者を選定されなかった事業者の企画提案書の著作権は著作

者に帰属するものとします。

- ⑤ 次のいずれかに該当する場合、企画提案書は無効とします。
- A) 企画提案の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - B) 企画提案書の作成様式に示された条件に適合しないもの
 - C) 企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - D) 虚偽の内容が記載されているもの

5. 出店事業者の審査・選定

(1) 審査方法

以下の日程で審査会を開催し、選定基準に従って書類審査を実施します。

A 日程：2023 年 4 月下旬(予定)

B 日程：2023 年 5 月中旬(予定)

審査の結果、審査基準を満たした事業者を選定します。

審査結果は以下の日程で電話またはメールにて通知します。

A 日程：2023 年 4 月 25 日ごろ(予定)

B 日程：2023 年 5 月中旬(予定)

(2) 審査基準

審査は全ての申請者に対して、下記【基準 A】について審査いたします。2022 年 3 月以降に既に公園協会と契約のある事業者は【基準 A】に加えて【基準 B】を照らし合わせ審査をいたします。

【基準 A】

- 事業の安定性・継続性
 - ・経営の安定性
 - ・収支計画の妥当性
 - ・過去の出店実績 等
- 利用者へのサービス
 - ・販売品目、価格設定
 - ・出店車両の外観・装備
 - ・お客様からの問い合わせ、苦情等への対応
- 安全衛生対策
 - ・食品衛生対策
 - ・事故防止対策 等

【基準 B】

既に都立公園において出店経験のある既存事業者に対しては、上記に加えて以下の観点から審査基準を設けて採点します。

- 出店状況
 - ・キャンセル率、遅刻率等
- 営業状況

- ・売上実績、接遇等
- コンプライアンス
- ・食品衛生法、売上報告、入金等

6. 選定後の手続き

出店事業者候補として選定された事業者は、以下の日程において業務委託契約締結及び出店調整について、必ず公園協会と協議を実施することとします。

A 日程：2023 年 4 月 25 日～28 日

※公園協会本社において、対面での協議を想定しています。

B 日程：2023 年 5 月中旬以降(予定)

7. 評価制度

将来的に出店事業者に対する『評価制度』の導入を検討しております。例えば、都立公園でより多くの公園に協力的に出店いただけた場合や都立公園限定メニューなど特別なメニューをご提案いただいた場合などは評価が加点される一方、連絡なしに出店しなかった場合などは減点の対象となります。

当該評価については通年で管理し、評価結果は次年度の契約審査や、出店箇所や出店頻度を決定する際の指標のひとつとする予定です。

8. スケジュール

【A日程】

内容	期間
募集要項の配布(ホームページ掲載)	4 月 13 日(木) から 5 月 8 日(月) ※B 日程と同様
提出書類の受付締め切り (Web フォーム)	4 月 21 日(金)17:00
審査	4 月下旬(予定)
審査結果の通知	4 月 25 日(火) ごろ(予定)
業務委託契約及び出店についての協議	4 月 25 日(火)～28 日(金)
出店業務委託開始	契約決定日より

【B日程】

内容	期間
募集要項の配布(ホームページ掲載)	4 月 13 日(木) から 5 月 8 日(月)
提出書類の受付締め切り (Web フォーム)	5 月 8 日(月)17:00
審査	5 月中旬(予定)
審査結果の通知	5 月中旬(予定)
業務委託契約及び出店についての協議	5 月中旬以降(予定)
出店業務委託開始	契約決定日より

出店事業者募集に係る条件等

1. 出店対象箇所

公園協会が管理する都立公園等（8 ページ以降の出店予定公園一覧参照）

※一覧以外の箇所にも、出店を依頼することがあります。

2. 出店業務委託内容

飲食物の販売業務

※酒類は公園協会からの指示がない限り販売できません。

3. 追加募集における契約期間

契約決定の日から 2024 年 2 月 29 日（木）まで

※毎年、申請・審査が必要となります。

4. 出店日及び営業時間

（ア）出店日

原則として土日祝日等の繁忙日

※季節や、出店場所によっては平日の出店やイベントでの出店がある場合もあります。

（イ）営業時間

原則として午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

※公園、イベント等により営業時間が異なります。公園協会からの指示に従って出店してください。

5. 出店依頼方法

出店月のスケジュールを出店月の約 2 ヶ月前に公園協会から出店事業者案内し依頼をします。

※今回の追加募集による 4～7 月の出店については、別途調整させていただきます。

6. 申請資格

（ア）キッチンカーを所有する個人、法人または任意団体

（イ）出店対象箇所のいずれの場所にも出店が可能であること

（ウ）公園協会が指定する出店日への出店に同意できる者

（エ）キッチンカー営業に係る許可（保健所への申請等）を得ていること

（オ）保健所が定める適切な衛生管理（飲食店 HACCP に沿った管理）と加工（調理等）ができる者

（カ）自店から排出されたゴミ及びキッチンカー周囲のゴミ（包装類）を回収し持ち帰ることができること

（キ）2023 年 4 月 1 日から過去 5 年間に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他の関係法規に違反していないこと

（ク）顧客サービスと売上金精算透明性の確保のため、キャッシュレス対応機器とレシートが出るレジの双方を用意できる者

（ケ）個人、法人または任意団体及びその代表者もしくは個人が次のいずれかに該当しない者

- ① 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
- ② 破産者であって、復権していない者
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者
- ④ 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ⑤ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
- ⑥ 申込業種について、申込日から過去１年以内に行政処分を受けた者
- ⑦ 集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑧ 国税及び地方税、区民税等を滞納している者
- ⑨ 暴力団関係者及びその繋がりとされる者

7. 経費負担等

出店事業者は、下記の費用をすべて負担するものとします。

（ア）営業手数料

営業手数料は売上金額に歩合を掛けたものとします。

売上歩合（％）は、売上金額（税込）に対し一律 20％（土地代を含む）といたします。

なお、営業手数料から得られる利益は、公園の賑わいの創出、魅力向上等、都立公園等にかかわる公益事業に還元されます。

（イ）その他の経費

その他出店に係る仕入費、人件費、交通費、光熱水費、燃料費等の一切の経費は事業者の負担となります。

8. 売上金の精算方法

レジから出力される当日の売上金合計が記載された「会計記録（レジジャーナル等）」および協会指定の「売上報告書」を、事業者が出店当日中に公園協会が指定する場所に提出してください。

9. その他の条件等

（ア）出店場所、日時及び販売内容については、公園協会が指定する内容のとおり出店してください。

（イ）ご提案いただいた企画提案書にある販売品目、販売価格等は、公園協会と協議のうえ変更等を依頼することがあります。

（ウ）提示した出店予定スケジュール一覧は必ず出店を約束するものではありません。イベントの中止や、行政の指導等により出店スケジュールを変更することがあります。

（エ）天候等による出店有無は、公園協会の判断によって行われます。雨天時等集客が見込めない状況であっても出店いただくことがございます。

（オ）出店事業者決定後、営業する権利を他人に譲渡または再委託はできません。

（カ）食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底してください。

（キ）事故、クレーム等があった場合は、直ちに公園協会に連絡し、適宜対応の指示を受けた上で慎重に対応してください。

- (ク)従業員の接客教育を実施し、常に優良なサービスの提供に努めてください。
- (ケ)出店においては可能な限り環境に配慮した食品容器包装を活用するよう心がけてください。
- (コ)保健所への申請（営業免許、食品衛生責任者の申請等）は事業者が適切に行ってください。
- (サ)営業時に BGM 等の使用はできません。
- (シ)のぼり旗、立て看板等の宣材については、都立公園での使用に適したものとしていただきます。
公の施設になるので、場所によっては広告物等の制限が厳しくなる場合がございます。景観に
そぐわないと判断した場合、変更・撤去等をお願いすることがあります。
- (ス)出店事業者選定後、公園協会が求める条件等を満たせなかった場合は、決定を取り消すことが
あります。その取り消しにより、出店事業者に損失が生じても、公園協会はその損失を補償し
ません。また、出店事業者は公園協会に対し一切補償の請求は行わないこととします。
- (セ)公園内への進入、搬入の際、車両で舗装等の公園設備を汚染、破損、損傷させないようにご留意
ください。汚染、破損、損傷させた場合は、直ちに公園協会に報告をし、協議のうえ出店事業
者の負担において原状回復してください。
- (ソ)本事業の履行に当たって自動車を使用し、または利用する場合は、都民の健康と安全を確保す
る環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に基づき、次の事項を遵守してくださ
い。
- ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関
する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努める
こと
 - ③ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること
- なお、適合の確認のため当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着
証明書等の提示または写の提出を求められた場合には速やかに提示または提出すること

出店予定公園一覧

No	公園名	住所	出店予定日(想定)	
			土日祝日	イベント時
1	小金井公園	〒184-0001 東京都小金井市関野町 1-13-1	○	—
2	葛西臨海公園	〒134-0086 東京都江戸川区臨海町六丁目	○	—
3	砧公園	〒157-0075 東京都世田谷区砧公園 1-1	○	—
4	木場公園	〒135-0023 東京都江東区平野 4-6-1	○	—
5	駒沢オリンピック公園	〒154-0013 東京都世田谷区駒沢公園 1-1	○	—
6	舎人公園	〒121-0837 東京都足立区舎人公園 1-1	○	—
7	光が丘公園	〒179-0072 東京都練馬区光が丘 4-1-1	○	—
8	上野恩賜公園	〒110-0007 東京都台東区上野公園 7-47	—	○
9	代々木公園	〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 2-1	○	—
10	汐入公園	〒116-0003 東京都荒川区南千住 8-13-1	—	○
11	水元公園	〒125-0034 東京都葛飾区水元公園 3-8	○	—
12	神代植物公園	〒182-0017 東京都調布市深大寺元町 31-10	—	○
13	旧古河庭園	〒114-0024 東京都北区西ヶ原 1-27-39	—	○
14	小石川後楽園	〒112-0004 東京都文京区後楽 1-6-6	—	○
15	六義園	〒113-0021 東京都文京区駒込 6-16	—	○
16	浜離宮恩賜庭園	〒104-0200 東京都中央区浜離宮庭園 1-1	—	○
17	旧芝離宮恩賜庭園	〒105-0022 東京都港区海岸 1-4-1	—	○
18	清澄庭園	〒135-0024 東京都江東区清澄 3-3-9	—	○
19	城北中央公園	〒179-0084 東京都練馬区氷川台 1-3-1	○	—
20	府中の森公園	〒183-0001 東京都府中市浅間町 1-3-1	○	—
21	篠崎公園	〒133-0054 東京都江戸川区上篠崎 1-25-1	—	○
22	井の頭恩賜公園	〒180-0005 東京都武蔵野市御殿山 1-18-31	○	—
23	殿ヶ谷戸庭園	〒185-0021 東京都国分寺市南町 2-16	—	○

追加出店公園予定一覧

No	公園名	住所
24	浮間公園	〒174-0041 東京都板橋区舟渡 2-15-1
25	赤塚公園	〒175-0082 板橋区高島平 3-1
26	東白鬚公園	〒131-0034 墨田区堤通 2-2-1
27	芝公園	〒105-0011 港区芝公園 4-10-17
28	青山公園	〒107-0062 港区南青山 2-32-2
29	石神井公園	〒177-0045 練馬区石神井台 1-26-1
30	善福寺川緑地	〒166-0016 東京都杉並区成田西 1-30-27
31	和田堀公園	
32	善福寺公園	〒167-0041 東京都杉並区善福寺 3-9-10
33	高井戸公園	〒168-0082 杉並区久我山 2-19-43
34	戸山公園	〒169-0072 新宿区大久保 3-5-1
35	林試の森公園	〒142-0061 品川区小山台 2-6-11
36	秋留台公園	〒197-0814 あきる野市二宮 673-1
37	東村山中央公園	〒189-0024 東村山市富士見町 5-4-67
38	東大和南公園	〒207-0022 東大和市桜が丘 2-106-2
39	武蔵野中央公園	〒180-0011 武蔵野市八幡町 2-4-22
40	武蔵野の森公園	〒183-0003 東京都府中市朝日町 3-5-12

※上記以外の公園に出店する場合があります。

10. 本件の問い合わせ先

〒160-002 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」10 階
 公益財団法人 東京都公園協会 公園事業部営業課 担当：今里、井川
 TEL：03-3232-3138(平日のみ 9:00～17:00)
eigyo-koubo.sm@tokyo-park.or.jp
 件名は『【問い合わせ】キッチンカー審査（各事業者名）』としてください。
 ※提出書類や、Web フォームについてのお問い合わせは上記メールアドレスに
 お願いいたします。

以上